

令和5年度第4回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和5年7月10日（月）午後3時30分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に対する
同意について

4 出席者（在任委員26名中25名）内農業委員出席15名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	石毛 清	3	向後 三夫
4	滑川 清一	5	宮内 弘	6	吉原 康仁
7	小池 秋男	8	飯田 隆衛	9	岩瀬 英行
10	山口 信行	11	五味田 剛	12	神原 長博
13	宮内 克雄	14	中居 好雄	15	加瀬 芳枝
16	欠席	17	小松 孝昌	18	宮内 武
19	多田 裕	20	加瀬 豊	21	加藤 高志
22	衣幡 実	23	石井 克幸	24	高橋 律子
25	竹内 進一	26	島崎 隆		

5 欠席者 16番 石毛 昭雄委員

6 事務局出席者（4名）

事務局長	榊原 晴彦	主 査	佐藤 誠之
主任主事	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

	午後3時30分開会
議 長	それではただいまより、令和5年度第4回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号16番 石毛 昭雄委員1名です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人2名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号4番 滑川 清一委員

議席番号5番 宮内 弘委員 このお二人に議事録署名人を

お願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。年金関係ですので、事務局に説明をお願いします。

議案第1号の1

事務局

それでは、事務局から順位1番につきまして、農業者年金関係ですので、ご説明申し上げます。本件は農地法第3条の規定による使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は同町同番地〇〇〇〇〇〇です。本件の譲渡人・譲受人は、父と子です。申請の地番、地積は、森戸町942番、登記簿地目畑、現況畑、地積264㎡の内53.84㎡です。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、現在 農業者年金の経営委譲年金を受給しており、返還された農地を10年間の使用貸借権を設定します。譲受人は、譲渡人の希望によります。以上申し上げました順位1番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当せず、関係書類も整備されておりますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長	事務局の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 2 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 1 号の 2
〇〇委員	それでは、順位 2 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は親田町 1 0 2 8 番 2、登記簿地目畑、現況畑、地積 8 0 8 m²です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道 1 2 6 号線を旭方面に進み、親田町桑田商店の信号を右折し、8 0 0 m 進んだ右側です。現在はロータリーがかかっていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、非農であり、相続した農地を有効活用できる譲受人に売却します。譲受人は、申請地を譲受け、経営規模の拡大を図ります。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第 2 号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

順位 1 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 1

〇〇委員

それでは、順位 1 番について、ご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の用途は、倉庫用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号を東庄方面に進み、野尻町銚子商工信用組合の Y 字路を左に進み 2 0 0 m 先を左折し、踏切手前を右折し 1 0 0 m 先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、J R 椎柴駅から 3 0 0 m 以内のため第 3 種農地と判断します。転用計画につきましては、倉庫 1 棟 5 9 . 4 9 m²で、工期としては許可後から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。雨水は、地下浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 2 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 2

〇〇委員

それでは、順位 2 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の

規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、同町同番地〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、川口町2丁目6501番1、登記簿地目畑、現況畑、地積612㎡です。申請の用途は、事務所及び駐車場(6台)用地です。申請地の場所は、県道銚子公園線を犬吠方面に向かい、川口町ポートタワー前信号の50m先左側で、現在は、一部建物が建っており、碎石敷きの駐車場になっていました。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については準工業地域に指定されており、第3種農地と判断します。転用計画につきましては、事務所1棟67.28㎡駐車場6台120㎡分です。雑排水については、汚水雑排水は浄化槽を利用し、北側側溝へ放流します。雨水は、地下浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので読み上げます。始末書 申請地は、私の父の所有する土地です。この申請地は、昭和41年8月10日に相続により父が相続しました。相続した当時から農地として使用したことはなく、家業である水産加工の作業場としてイワシを煮炊きする大きな釜がおいてあり、イワシの干場として利用していたようで、終戦後からずっと農地とは思っていなかったそうです。この地域は都市計画法の準工業地域であり、周辺は水産加工業者ばかりで、農地など全くありませんし、みんな宅地として利用しています。平成21年に私が事務所を建てたときも、父は宅地と思っていたため、そのまま事務所を建てて良いと言ってきて、残りを駐車場として使用させてもらっていました。課税も宅地として課税されていたので、現在まで農地であると思っていませんでした。今回私の建てた事務所が登記されていないことがわかり登記をする際、申請地が農地のままであることが判明しました。農地は、農地法の許可が必要であると聞き、このまま利用してはいけないと思い、今回申請することになったものです。知らなかったとはいえ、誠に申し訳なくお詫び申し上げます。今後はこのようなことがないよう、十分注意いたしますので、今回に限りご寛大なご処置を賜りますようお願い申し上げます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 2 号の 3
〇〇委員	それでは、順位 3 番について、ご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、東京都〇〇区株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇 です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、新町 4 5 0 番 1、登記簿地目畑、現況畑、地積 1, 5 9 1 m²の内 7 9. 7 0 m²外 1 筆合計地積 1, 6 6 8 m²の内 8 5. 0 4 m²です。申請の用途は、風力発電設備建築に伴う輸送路用地です。申請地の場所は、県道飯岡松岸停車場線新町 J A グリーンホーム交差点の右側で、現地調査を行ったところ、現在は、ロータリー耕がされていました。農地の区分としては、農振農用地区域内であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されていません。転用計画につきましては、輸送路用地鉄板敷設 8 5. 0 4 m²鉄板 6 枚で、工期としては令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 4 月 3 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されています。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。

	本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 4 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
	議案第 2 号の 4
〇〇委員	それでは、順位 4 番について、ご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、西小川町 4 8 2 4 番、登記簿地目田、現況田、地積 1 8 5 m²です。申請の用途は、貸駐車場(5 台)用地です。申請地の場所は、西小川町セレモニーホールからドーバーラインへ 3 0 0 m 向かい、交差点を直進し 1 5 0 m 進み道なりにカーブした 5 0 m 先右側です。現地調査を行ったところ、現在は、雑草が茂っていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場 5 台 1 2 5 m²で、工期としては令和 5 年 9 月 1 日から 9 月 3 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。雨水は、地下浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 5 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
	議案第 2 号の 5

〇〇委員 それでは、順位 5 番について、ご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、西小川町 4 7 8 6 番 2、登記簿地目田、現況田、地積 2 4 8 m²外 1 筆合計地積 4 2 5 m²です。申請の用途は、貸駐車場(1 2 台)用地です。申請地の場所は、西小川町セレモニーホールからドーバーラインへ 3 0 0 m 向かい、交差点の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていません。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場 1 2 台 2. 5 m×5 m×9 台 1 1 2. 5 m²と 3. 0 m×5 m×3 台 4 5 m²合計 1 5 7. 5 m²で、工期としては令和 5 年 9 月 1 日から 1 0 月 3 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。雨水は、地下浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
議案第 3 号を議題といたします。事務局に朗読を願います。
(事務局朗読)

議 長 事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてありますので、順位 1 番から 6 番について審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第 3 号

事務局

それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位1番から6番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。

設定者は、〇〇町(亡)〇〇〇〇法定相続人代表〇〇〇〇外5名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外4名。申請の地番・地積は、中島町2丁目922番 登記簿地目畑、現況畑、地積780㎡外田1筆、畑14筆、合計地積15,122㎡です。その内容ですが、順位1番から順位2番は、新規に5年の賃借権を設定しようとするもので、畑9筆、合計地積が6,905㎡です。順位3番は、新規に10年の使用賃借権を設定しようとするもので、田1筆、地積が1,028㎡です。順位4番は、新規に10年の賃借権を設定しようとするもので、畑1筆、地積が2,368㎡です。順位5番は、継続して3年の賃借権を設定しようとするもので、畑1筆、地積が1,973㎡です。最後に順位6番は売買により所有権を移転しようとするもので畑4筆、合計地積が2,848㎡です。以上順位1番から6番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

議 長

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

議 長

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議 長

議案第4号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。本議案は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に対し、銚子市長から諮問されておりますので審議いたします。農産課に説明をお願いします。

議案第4号

それでは議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構

想」に対する同意につきまして、農産課からご説明申し上げます。

令和４年５月２７日に一部改正された農業経営基盤強化促進法が、令和５年４月１日に施行され、これにより地域計画の策定、農地の利用権設定事業、担い手の確保・育成に関することなどが変更になりました。本法の附則において、法律の施行日から６か月以内までは経過措置として、旧基本構想に基づいた事務を行うことができますが、それ以降は基本構想の見直しを行わないと、認定農業者の認定や利用集積による農地の賃借や売買ができなくなってしまうです。つまり、９月３０日までに基本構想の改正を行う必要があります。千葉県においては、６月に基本方針を変更したため、それに基づき銚子市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」についても見直しを行うものです。また、農業経営基盤強化促進法施行規則において、「基本構想を定めようとするときは、農業委員会及び当該市町村の区域の農業協同組合の意見を聴かなければならない」との規定から、本総会でご審議いただくものとなります。

改正内容に入る前に、資料２の基本構想案の目次１ページをご覧ください。基本構想の目次につきましては、全員協議会で配付したものと一部項番が変わっている部分があります。これは、前回の基本構想案作成後に開催された県の説明会で、目次の項番は法律で決まっているとの説明があったため、その説明に基づき法律の規定通りに項番を修正したものになります。

それでは、今回の基本構想の主な改正点をご説明申し上げます。

資料１の「基本構想の主な改正点」をご覧ください。こちらが、銚子市の基本構想の主な変更点になります。この番号に沿って、資料２の基本構想案と合わせてご説明申し上げます。

まず、１点目に農業所得に関する目標の修正ということで、資料２の基本構想案の３ページをご覧ください。４の(１)の中段で、今まで１経営体当たり６００万円であった所得目標を主たる従事者１人当たり５２０万円に変更します。所得目標を修正する理由は、農業経営基盤強化促進法において「主たる従事者が他産業従事者と遜色ない生涯賃金を実現しうる年間所得とすることを基本とする」となっているためで、算出根拠は、厚生労働省の賃金構造基本統計調査における、県内男性労働者全産業の給与額

と年間賞与と勤続35年以上の退職金から算出しております。また、基本構想の5ページをご覧ください。6の(2)の②認定新規就農者の所得目標につきましても、1経営体当たり250万円から270万円に変更します。こちらについても、他産業並みの新規学卒者の年間所得額から新しい所得目標を算出しております。2点目に農業を担う者の確保及び育成に関する事項について、基本構想案の22ページです。こちらは、県の基本方針をもとに、市の方針を新たに記載しています。3点目に、農用地の利用集積目標の修正で、基本構想案の24ページをご覧ください。今まで51%であった集積目標について、県の基本方針と同様60%に修正します。この目標の積算根拠は、まず全体の目標シェアが60%になるよう、全体の目標面積を算出します。その後、銚子市の水田と畑の耕地割合をもとに、水田の集積率を20%とし、そこから水田の目標面積、畑の目標面積と集積率を算出しました。表中には、農用地面積(A)と記載しておりますが、地域計画を進めていくうえで農用地面積だけでなく、市内全域の耕地面積を計画に載せています。4点目に、地域計画に関する記載ということで、基本構想案の26ページです。1の項目で、今までの「人・農地プラン」に代わり、令和6年度中に作成する地域計画の策定方法に関する記載を、こちらに記載してあります。地域計画につきましては、将来の農地利用の姿を明確化するため、地域の話し合い通じて地域農業のあり方を検討し、最終的に目標地図と計画を作成するものです。最後に、5点目は農地利用集積円滑化事業の終了に伴い、関連する部分について削除しております。その他にも、基本構想案の2ページ第1の1「本市農業の現状」などで出てくる、経営体数や従事者数などの統計数字についても、最新2020年の農業センサスの結果に修正しております。また7ページからの農業経営の指標の主要な営農類型の例示についても、前回の全員協議会で示していなかった畜産等の指標を15ページ以降に記載しております。以上が、今回の基本構想の主な改正内容になります。

本総会でご審議いただきました結果について、後日意見書の形式で農産課へご回答いただき、ちばみどり農業協同組合からの意見書と合わせて県に提出して、県から同意を得たのちに、基本構想を変更した旨の公告を実施して、基本構想の改正が完了することとなります。基本構想の改正が完

了した際には、農業委員会の調査会や総会などで、改めてご報告させていただきたいと思います。

議案第４号の説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたしますします。

議 長

農産課の説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑はございませんか。

〇〇委員

同意についてであるが、現在の委員の任期が今月の１９日までの中で、現委員で同意するものなのか。

農産課

９月３０日までに基本構想を改正しなければならない中でのスケジュールから、本日の総会の議案になってしまいました。

基本構想が完成したら、次期委員さんにもお配りしますし、市のホームページにも掲載する予定です。

議 長

ほかに、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に対し同意することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり同意することに決めます。

議案書の５ページから６ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもって、令和５年度第４回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ありがとうございました。

また、本日が最後の総会となりましたが、２４期任期中のご協力に感謝申し上げます。

本日は、ご苦労様でした。

午後４時３０分閉会

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員